

## 「倉敷市障がい福祉計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市障がい福祉計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

1 意見等の件数 3人 5件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。

3 今後の予定

平成29年度中に計画を策定し、ホームページ等で公表します。

4 参考

意見募集期間 平成29年12月12日（火）～平成30年1月11日（木）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課

---

# 倉敷市障がい福祉計画（第5期）素案 に対するパブリックコメントまとめ

---

## ○パブリックコメント実施方法

- ・市ホームページ掲載
- ・本庁障がい福祉課，情報公開室，児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課，真備保健福祉課へ素案冊子配置

## ○パブリックコメント意見募集期間

平成 29 年 12 月 12 日～平成 30 年 1 月 11 日

## ○パブリックコメント意見提出者数

3 名 （意見総数：5 件）

番号	御意見の概要	意見の 該当箇所	市の考え方																												
1	親亡き後のために、居住系サービス・共同生活援助(グループホーム)の利用見込数を各年度もっと増やしてほしい。	P41「(3)①共同生活援助(グループホーム)、②施設入所支援」	<p>居住系サービスのうち、共同生活援助(グループホーム)については、地域での自立した生活を希望する障がい者の居住の場と位置付けております。</p> <p>利用見込数を各年度もっと増やしてほしいとの御意見をいただきましたが、平成29年12月中旬に、岡山県が、新たに精神科病院から地域へ移行する市町村ごとの人数の見込を立てたことにより、グループホームの利用増加が見込まれることから、見込量を次のとおり訂正する予定になっております。</p> <p><b>【変更前】</b></p> <table border="1" data-bbox="868 824 1442 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">第5期(見込み)</th> </tr> <tr> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (人/月)</td> <td>314</td> <td>330</td> <td>346</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1038 1014 1442 1122" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">29年度 +16</td> <td style="width: 33%;">30年度 +16</td> <td style="width: 33%;">31年度 +16</td> </tr> </table> </div> <p><b>【変更後】</b></p> <table border="1" data-bbox="868 1200 1442 1379"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">第5期(見込み)</th> </tr> <tr> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (人/月)</td> <td>323</td> <td>348</td> <td>373</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1038 1391 1442 1498" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">29年度 +25</td> <td style="width: 33%;">30年度 +25</td> <td style="width: 33%;">31年度 +25</td> </tr> </table> </div> <p>※29年度実績:298人/月</p> <p>また、居住系サービスのうち、施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行に係る国の数値目標(平成28年度末の施設入所者数の2%以上削減)を基に、見込量を設定しております。</p>	区分	第5期(見込み)			30年度	31年度	32年度	利用者数 (人/月)	314	330	346	29年度 +16	30年度 +16	31年度 +16	区分	第5期(見込み)			30年度	31年度	32年度	利用者数 (人/月)	323	348	373	29年度 +25	30年度 +25	31年度 +25
区分	第5期(見込み)																														
	30年度	31年度	32年度																												
利用者数 (人/月)	314	330	346																												
29年度 +16	30年度 +16	31年度 +16																													
区分	第5期(見込み)																														
	30年度	31年度	32年度																												
利用者数 (人/月)	323	348	373																												
29年度 +25	30年度 +25	31年度 +25																													

2	<p>退院後及び一般就労につながる当事者、引きこもりの人達のためにもA型・B型だけでなく、地域活動支援センターⅢ型(小規模作業所)について、平成30～32年度見込数を据え置かず、各年度ごとに1ヶ所ずつでも増やしてほしい。</p>	<p>P48「(5)地域活動支援センター機能強化事業」</p>	<p>地域生活支援事業として実施する地域活動支援センターⅢ型については、障がい者の能力や適性に応じた多様な就労の場の1つと位置付けております。</p> <p>平成28年度から29年度にかけて利用者数は増えているため、今回の計画では、現状より、事業所数について1か所の増加を見込むとともに、利用者数についても増加を見込んでおります。</p> <p>平成30年度から32年度については、Ⅲ型の新規の利用者は増加するものと考えておりますが、就労継続支援B型へ移行する人も相当数見込まれることから、全体としては横ばいで推移するものと考えております。</p> <p>なお、小規模作業所については、障害者総合支援法で定める事業でないため、障がい福祉計画では見込量を定めるサービスの対象となっております。</p>
3	<p>精神障がい者は病状が安定せず、長期間の就労は困難なので、いくらA型・B型事業所ができて、そこで仕事らしいことができる人はほんの一握りで、それも続かないのが現状である。病院や家から一歩出て行ける場所として「地域活動支援センターⅢ型」(小規模作業所)の増設が必要だと思う。それと同時に、親亡き後、本人が地域で支援を受けながら少しでも自立して暮らしていくために、グループホーム(アパート、空家の利用)もセットにした真備でできているモデルを増やしてほしい。</p>	<p>P41「(3)①共同生活援助(グループホーム)」</p> <p>P48「(5)地域活動支援センター機能強化事業」</p>	<p>グループホーム及び地域活動支援センターⅢ型に係る見込量の考え方は上記1及び2のとおりです。</p> <p>障がい福祉計画の策定に当たっては、国の指針に基づき、障がい福祉サービスの種類ごとの見込量を定めることになっております。</p> <p>なお、日中活動と居住の支援をセットにした仕組みについては、サービス提供を実施していく中で努めてまいります。</p>

4	<p>精神障がい者について、病院から「地域移行・地域定着を支援する」と明記してほしい。</p>	<p>P57「ア 地域相談支援体制の充実」</p>	<p>「入所・入院から地域生活への移行促進」を重点課題と捉え、今後の取組として「地域相談支援体制の充実」を掲げておりますが、入所施設又は病院から地域生活へ移行する障がい者を支援することを明確にするために、次のとおり文言を追加します。(下線部分を追加)</p> <p>ア 地域相談支援体制の充実</p> <p><u>入所・入院から</u>地域生活への移行が可能な障がい者が、専門家によるきめ細かな支援を受け、移行に向けた訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、倉敷地域自立支援協議会を核とした社会資源のネットワークを活用し、地域移行支援及び地域定着支援体制の充実を図ります。</p>
5	<p>今後の課題として、障がい者に対するサービス等の充実も必要だと考えられるが、まずはその人たちを支えていく人が障がい者について理解することが必要だと考える。そのために行うマナー教室や料理教室などを開講し、それを補助するスタッフとして学生や地域の人々にボランティアで参加してもらおうといったものが挙げられる。また、障がい者と接する際には、どのようなことに注意していくべきかということ、今まであった事例をもとに紹介したガイドブックを配布するといったことも必要になってくるのではないかと考える。</p>		<p>倉敷市では、障がい福祉サービスの提供に関する体制づくりやサービスの質・量などを確保するための方策などを定める「障がい福祉計画」及び、障がい者施策全般にかかわる基本的な理念や原則、分野別施策の基本的な方向性や目標などを定める「障がい者基本計画」を策定し、障がい者福祉の向上に努めております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、「障がい者基本計画」において制定すべきものと考えており、同計画（平成 26～30 年度）の中で、「差別の解消及び権利擁護の推進」に係る取組として、「市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実」、「交流の場の充実」、「ボランティア養成講座の充実」等を掲げております。</p> <p>今後も、引き続き、障がい者福祉への関心と理解の促進に向けて取り組んでまいります。</p>

# パブリックコメント要約版

<b>1 案件名</b>
倉敷市障がい福祉計画(素案)について
<b>2 募集期間</b>
平成29年12月12日(火)～平成30年1月11日(木)
<b>3 趣旨</b>
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を定める「市町村障害(児)福祉計画」について、第4期計画(平成27～29年度)の計画期間が満了することに伴い、第5期計画(平成30～32年度)を策定する必要があります。</p> <p>この度、「倉敷市障がい福祉計画(第5期)素案」を作成しましたので、皆様からの御意見を募集します。</p>
<b>4 資料閲覧場所</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・本庁障がい福祉課, 情報公開室</li><li>・児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課, 真備保健福祉課</li><li>・市ホームページ</li></ul>
<b>5 提出方法</b>
<p>(1)窓口への提出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・提出先 下記「6 問合せ先」まで</li><li>・提出時間 土曜・日曜, 祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く8時30分～17時15分</li></ul> <p>(2)郵送</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 障がい福祉課</li><li>※ 平成30年1月11日(木) 必着</li></ul> <p>(3)FAX(086-421-4411)</p> <p>(4)Eメール(wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp)</p>
<b>6 問合せ先</b>
倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所本庁1階13番窓口 TEL:086-426-3305 FAX:086-421-4411 アドレス:wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp

# 倉敷市障がい福祉計画

(平成30～32年度)

素案

平成29年11月

倉 敷 市



# 目 次

## 第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	第 5 期障がい福祉計画策定にあたっての留意点	5
5	障がい福祉計画と障がい者基本計画の関係	5

## 第 2 章 倉敷市の現状

1	障害のある人を取り巻く状況	6
2	第 4 期倉敷市障がい福祉計画の実績について	21

## 第 3 章 障がい（児）福祉サービス等の事業量の見込みと成果目標

1	平成 32 年度における目標値	30
2	障がい福祉サービスの見込量	35
3	障がい児福祉サービスの見込量	43
4	地域生活支援事業の見込量	46

## 第 4 章 重点課題ごとの取組

1	利用者本位の生活支援体制の整備	51
2	日中活動の場及び在宅サービスの充実	54
3	入所・入院から地域生活への移行促進	56
4	外出やコミュニケーションの支援	58
5	障がい者のための総合的な就労支援	60
6	障がい児支援の強化	62

## 第 5 章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	65
2	計画の進捗管理	65



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 障がい者をめぐる社会動向

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑・多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

### (2) 国の動向

国では、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。平成 28 年 5 月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

### (3) 倉敷市の動向

---

倉敷市（以下本市）では、平成 25 年度に「倉敷市障がい者基本計画」の見直しをおこない、各施策の推進に努めてきました。平成 26 年度には、障害者総合支援法に基づく「第4期倉敷市障がい福祉計画」を策定し、この度計画期間が終了することから、国の法制度改革の動向をはじめ、就労継続支援A型事業所の廃止に伴い離職者が生じるなど、倉敷市の障がい者福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、「第5期倉敷市障がい福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

### (4) 計画策定に向けて

---

本計画は、障害者総合支援法による法定計画で、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らせるように、利用者が増加している障がい福祉サービス等について、国が定める基本指針に基づき、本市における数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。また、本計画は児童福祉法による法定計画として、障がい児についてのサービスについての整備方針を示す障がい児福祉計画を一体的に策定します。

なお、本計画は障害者基本法に基づき策定している障がい者基本計画の生活支援の事項のうち、障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置づけとなります。

## 2 計画の位置づけ

### 〔 法的位置づけ 〕

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

### 〔 市の上位・関連計画との位置づけ 〕

本市のまちづくりの基本方針である倉敷市第六次総合計画の上位計画、倉敷市地域福祉計画等の関連計画との整合性を図り策定します。

## 3 計画の期間

第 5 期障がい福祉計画は、第 4 期計画（平成 27 年 3 月策定）の検証・評価をふまえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る平成 32 年度末の目標値や平成 30 年度から平成 32 年度までの障がい福祉サービス等の見込み量を設定します。計画期間は 3 年間とします。なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障害のある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 2 期障がい者基本計画				第 3 期障がい者基本計画	
第 4 期障がい福祉計画			第 5 期障がい福祉計画		

## 4 第5期障がい福祉計画策定にあたっての留意点

[ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針見直しの主なポイント ]

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障がい者支援の一層の充実

## 5 障がい福祉計画と障がい者基本計画の関係

### 倉敷市障がい者基本計画

#### ◎根拠法令

障害者基本法（第11条第3項）

#### ◎位置づけ

障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画

#### ◎計画期間

- ※第1期：平成21年度～平成25年度  
(5か年)
- ※第2期：平成26年度～平成30年度  
(5か年)
- ※第3期：平成31年度～平成35年度  
(5か年)

### 倉敷市障がい福祉計画等

#### ◎根拠法令

障害者総合支援法（第88条）

#### ◎位置づけ

障がい福祉サービス等の確保に関する計画

#### ◎計画期間

- 3年を1期とする
- ※第1期：平成18年度～平成20年度
- ※第2期：平成21年度～平成23年度
- ※第3期：平成24年度～平成26年度
- ※第4期：平成27年度～平成29年度
- ※第5期：平成30年度～平成32年度
- ※第6期：平成33年度～平成35年度



## 第 2 章

# 倉敷市の現状

### 1 障害のある人を取り巻く状況

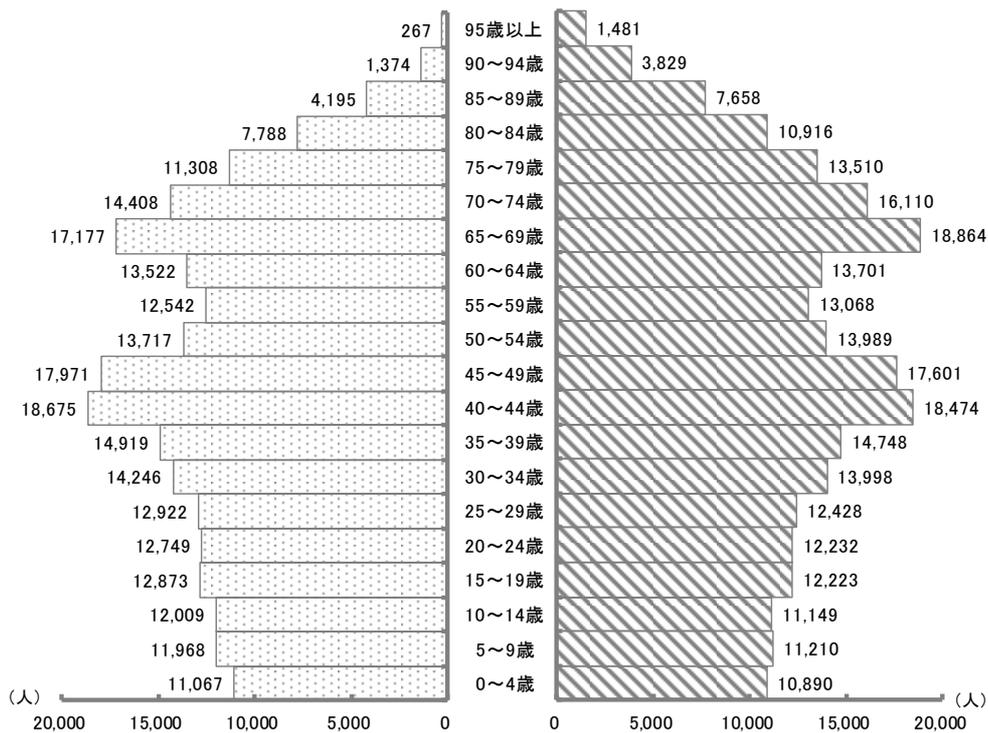
#### (1) 人口動態

##### ① 人口構造

本市の人口は、平成 29 年 9 月末現在で、男性 235,697 人、女性 248,079 人、合計 483,776 人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の 65～69 歳の階層と第二次ベビーブーム世代の 40～44 歳の階層が多く、国と同じ 2 つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

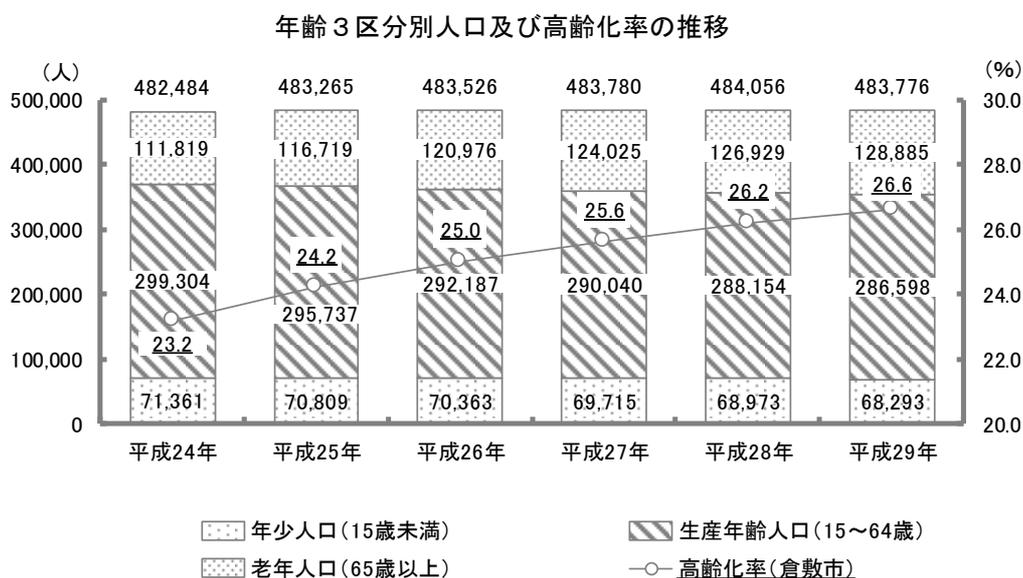
人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成 29 年 9 月末現在）

## ② 人口等の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は、平成24年から平成29年にかけて12,706人、4.2%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は17,066人、15.3%増加しています。これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も23.2%から26.6%へと3.4ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## (2) 身体障がい者の状況

### ① 身体障がい者手帳所持者数の現状

本市の身体障がい者手帳所持者数は、平成 29 年 3 月末現在 16,343 人と、総人口の 3.4%となっており、うち 65 歳以上の高齢者が 11,012 人と、全体の 67.4%を占めています。

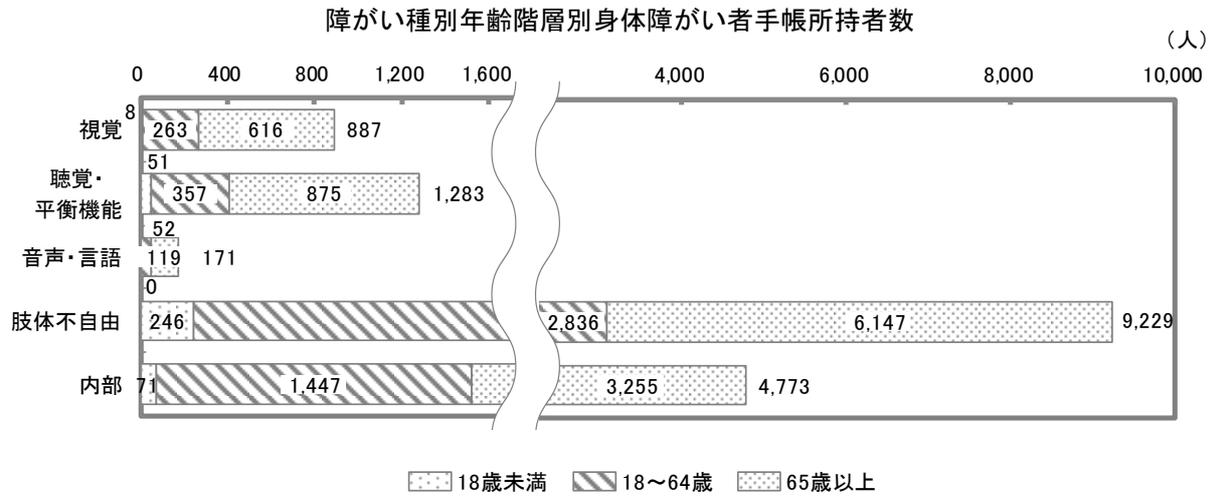
障がい種別にみると、肢体不自由が 9,229 人 (56.5%) と最も多く、次いで内部障がい 4,773 人 (29.2%) となっています。また、重度障がい者 (1,2 級) は 7,976 人で、全体の 48.8%を占めています。

障がい種別等級別年齢階層別身体障がい者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障がい	18 歳未満	6	0	1	0	1	0	8
	18～64 歳	88	81	19	14	49	12	263
	65 歳以上	210	221	30	46	48	61	616
	合計	304	302	50	60	98	73	887
聴覚・平衡機能障がい	18 歳未満	2	22	3	6	0	18	51
	18～64 歳	53	146	34	33	2	89	357
	65 歳以上	74	129	114	197	4	357	875
	合計	129	297	151	236	6	464	1,283
音声・言語障がい	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64 歳	0	2	15	35	0	0	52
	65 歳以上	0	6	82	31	0	0	119
	合計	0	8	97	66	0	0	171
肢体不自由	18 歳未満	177	39	5	14	7	4	246
	18～64 歳	721	597	377	649	293	199	2,836
	65 歳以上	801	1,220	1,036	2,258	504	328	6,147
	合計	1,699	1,856	1,418	2,921	804	531	9,229
内部障がい	18 歳未満	39	1	20	11	0	0	71
	18～64 歳	964	11	137	335	0	0	1,447
	65 歳以上	2,347	19	245	644	0	0	3,255
	合計	3,350	31	402	990	0	0	4,773
合計	18 歳未満	224	62	29	31	8	22	376
	18～64 歳	1,826	837	582	1,066	344	300	4,955
	65 歳以上	3,432	1,595	1,507	3,176	556	746	11,012
	合計	5,482	2,494	2,118	4,273	908	1,068	16,343

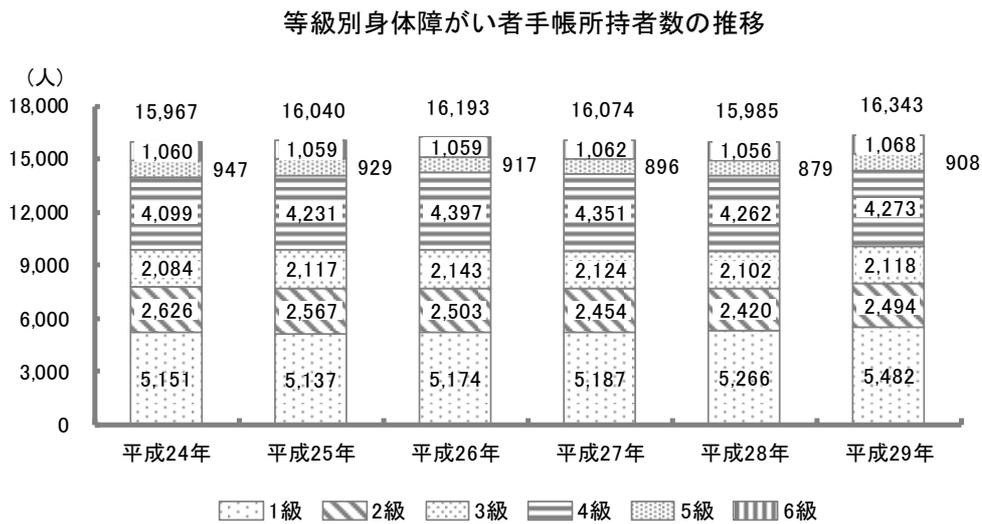
資料：市障がい福祉課（平成 29 年 3 月末現在）



資料：市障がい福祉課（平成 29 年 3 月末現在）

## ② 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

本市の身体障がい者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 24 年からの 5 年間で 376 人、2.4%の増加となっています。



資料：市障がい福祉課（各年 3 月末現在）

### (3) 知的障がい者の状況

#### ① 療育手帳所持者数の現状

本市の療育手帳所持者数は、平成29年3月末現在3,690人と、総人口の0.8%となっています。

等級別にみると、B（中度・軽度）が2,549人で全体の69.1%を占めています。

また、年齢階層別にみると、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者に比べて18歳未満の人数が多く（全体の29.3%）、65歳以上の割合は5.4%と低くなっています。

等級別年齢階層別療育手帳所持者数

(単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A（最重度・重度）	273	796	72	1,141
B（中度・軽度）	807	1,616	126	2,549
合計	1,080	2,412	198	3,690

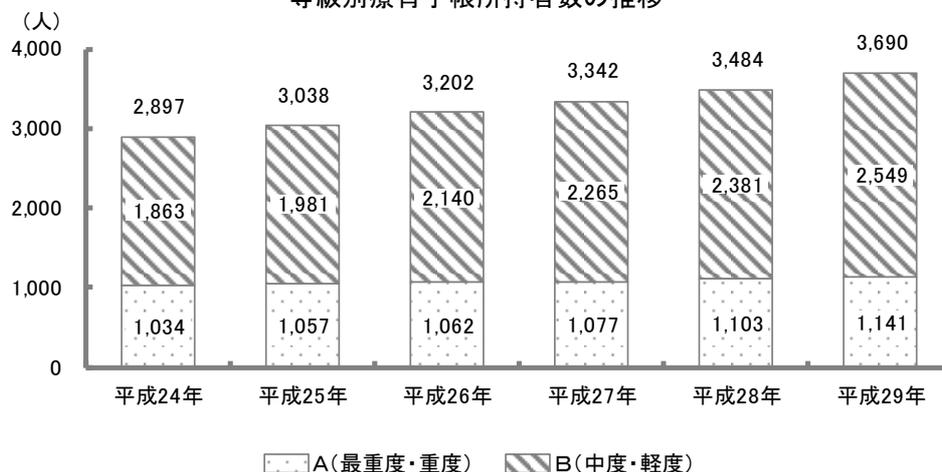
資料：市障がい福祉課（平成29年3月末現在）

#### ② 等級別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成24年からの5年間で793人、27.4%の増加となっています。

等級別にみると、A（最重度・重度）よりもB（中度・軽度）の増加率の方が高くなっています。

等級別療育手帳所持者数の推移



資料：市障がい福祉課（各年3月末現在）

#### (4) 精神障がい者の状況

##### ① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の現状

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成29年3月末現在3,408人と、総人口の0.7%となっています。

等級別にみると、2級が2,458人で全体の72.1%を占めています。また、年齢階層別にみると、18～64歳の人数が多く、平成29年3月末現在で全体の83.6%を占めています。

等級別年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	1	279	166	446
2級	32	2,115	311	2,458
3級	22	454	28	504
合計	55	2,848	505	3,408

資料：市保健課（平成29年3月末現在）

##### ② 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成24年から5年間で1,429人、72.2%の増加となっています。

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：市保健課（各年3月末現在）

### ③ 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の現状

自立支援医療制度の利用者は、「気分（感情）障害」、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が多く、平成29年実績は両者で全体の65.3%を占めています。

自立支援医療（精神通院）制度利用者数

（単位：人）

病 名	平成 26 年	平成 29 年
気分（感情）障害	2,444	2,886
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,049	2,177
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	633	808
心理的発達の障害	448	760
てんかん	334	419
症状性を含む器質性精神障害	259	225
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	110	119
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	70	153
知的障害＜精神遅滞＞	54	100
成人の人格及び行動の障害	31	15
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	25	29
詳細不明の精神障害またはデータなし	0	62
合 計	6,457	7,753

資料：市保健課（各年3月末現在）

#### ④ 医療保護入院者数の現状

医療保護入院患者については、「統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多く，平成 29 年実績では全体のほぼ半数を占めています。

医療保護入院者数

(単位：人)

病 名	平成 26 年	平成 29 年
統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害	464	506
症状性を含む器質性精神障害	358	331
気分（感情）障害	90	86
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	46	35
心理的発達障害	23	8
知的障害＜精神遅滞＞	22	1
神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	15	18
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	3	3
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	1	20
てんかん	1	1
成人の人格及び行動の障害	0	5
詳細不明の精神障害またはデータなし	0	0
合 計	1,023	1,014

市保健課（各年 3 月末現在）

#### ⑤ 措置入院者数の現状

措置入院者数の状況は，以下のとおりです。

措置入院者数

(単位：人)

区分	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
前年度末	4	6	6
新 規	5	11	12
解 除	7	14	14
年度末	2	3	4

資料：市保健課

## (5) 障がい児の就学の状況

### ① 市内の特別支援学校の状況

市内には、現在、市立の特別支援学校1校と県立の特別支援学校が2校あります。

#### 市内の特別支援学校の状況

(単位：人)

学 校 名	種別	年別	在学者数			
			小学部	中学部	高等部	合計
倉敷市立倉敷支援学校	知的障がい	平成29年	85	53	94	232
		平成26年	66	37	121	224
県立倉敷琴浦高等支援学校	知的障がい	平成29年	—	—	51	51
		平成26年	—	—	46	46
県立倉敷まきび支援学校	知的障がい	平成29年	56	36	96	188
		平成26年	51	34	53	138
	肢体不自由	平成29年	9	1	1	11
		平成26年	5	1	2	8
合 計		平成29年	150	90	242	482
		平成26年	122	72	222	416

資料：市教育委員会（各年5月1日現在）

### ② 市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

#### 市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

(単位：人)

学 校 名	種別	年別	倉敷市からの在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立岡山盲学校	視覚障がい	平成29年	—	2	1	2	5
		平成26年	—	1	2	9	12
県立岡山聾学校	聴覚障がい	平成29年	3	8	4	2	17
		平成26年	6	8	4	6	24
県立岡山支援学校	肢体不自由	平成29年	—	3	1	5	9
		平成26年	—	2	3	3	8
県立岡山東支援学校	肢体不自由 知的障がい	平成29年	—	0	0	0	0
		平成26年	—	1	0	0	1
県立岡山西支援学校	知的障がい	平成29年	—	0	0	0	0
		平成26年	—	0	1	0	1

学 校 名	種別	年別	倉敷市からの在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立岡山南支援学校	知的障がい	平成 29 年	—	0	0	3	3
		平成 26 年	—	0	0	3	3
県立東備支援学校	知的障がい	平成 29 年	—	0	0	0	0
		平成 26 年	—	0	0	0	0
県立西備支援学校	知的障がい	平成 29 年	—	0	0	0	0
		平成 26 年	—	0	0	1	1
	肢体不自由	平成 29 年	—	0	0	0	0
		平成 26 年	—	0	0	0	0
県立早島支援学校	病 弱	平成 29 年	—	2	2	4	8
		平成 26 年	—	0	2	10	12
	肢体不自由	平成 29 年	—	54	14	19	87
		平成 26 年	—	44	20	21	85
岡山県健康の森学園支援学校	知的障がい	平成 29 年	—	2	0	4	6
		平成 26 年	—	1	4	5	10
県立誕生寺支援学校	知的障がい 肢体不自由	平成 29 年	—	0	0	0	0
		平成 26 年	—	0	0	0	0
岡山大学教育学部附属特別支援学校	知的障がい	平成 29 年	—	0	1	3	4
		平成 26 年	—	0	3	1	4
県立岡山瀬戸高等支援学校	知的障がい	平成 29 年	—	—	—	10	10
		平成 26 年	—	—	—	13	13
合 計		平成 29 年	3	69	22	35	129
		平成 26 年	6	57	39	72	174

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在（施設入所者を除く））

### ③ 特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

市内の特別支援学校数を岡山県内と比較すると、以下のとおりです。

特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

(単位：校)

区分	年別	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	合計
倉敷市内	平成 29 年	0	0	3	1	0	4
	平成 26 年	0	0	3	1	0	4
岡山県内	平成 29 年	1	1	12	6	1	21
	平成 26 年	1	1	11	5	1	19

※複数の障がい種別を対象としている学校については、それぞれの障がい種別ごとに重複してカウントしている。実際の学校数は、倉敷市内 3 校、岡山県内 16 校である。

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

### ④ 市内の特別支援学級の学級数、在学者数

市内の小中学校にある特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

市内の特別支援学級の学級数、在学者数

種別	年別	小学校		中学校		合計	
		学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)
視覚障がい	平成 29 年	0	0	0	0	0	0
	平成 26 年	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	平成 29 年	1	6	1	2	2	8
	平成 26 年	1	8	0	0	1	8
知的障がい	平成 29 年	77	410	32	166	109	576
	平成 26 年	62	278	32	168	94	446
肢体不自由	平成 29 年	0	0	0	0	0	0
	平成 26 年	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	平成 29 年	2	4	1	1	3	5
	平成 26 年	2	2	2	2	4	4
自閉症・情緒障がい	平成 29 年	129	772	43	223	172	995
	平成 26 年	100	580	36	197	136	777
合計	平成 29 年	209	1,192	77	392	286	1,584
	平成 26 年	165	868	70	367	235	1,235
岡山県内	平成 29 年	921	4,765	359	1,616	1,280	6,381
	平成 26 年	767	3,714	315	1,443	1,082	5,157

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

⑤ 市内の通級指導の学校数，教室数，在学者数

市内の学校で開設されている通級指導教室は，以下のとおりです。

市内の通級指導の学校数，教室数，在学者数

学校種	種別	年別	倉敷市			岡山県
			学校数 (校)	教室数 (教室)	児童数 (人)	教室数 (教室)
小学校	言語障がい	平成 29 年	6	7	136	38
		平成 26 年	6	7	166	38
	情緒障がい	平成 29 年	5	10	539	31
		平成 26 年	5	10	414	31
	聴覚障がい	平成 29 年	1	1	7	1
		平成 26 年	1	1	2	1
中学校	情緒障がい	平成 29 年	1	1	40	5
		平成 26 年	1	1	42	5
合 計		平成 29 年	13	19	722	75
		平成 26 年	13	19	624	75

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

⑥ 市内の院内学級の在学者数

市内の院内学級の在学者数は，以下のとおりです。

市内の院内学級の在学者数

(単位：人)

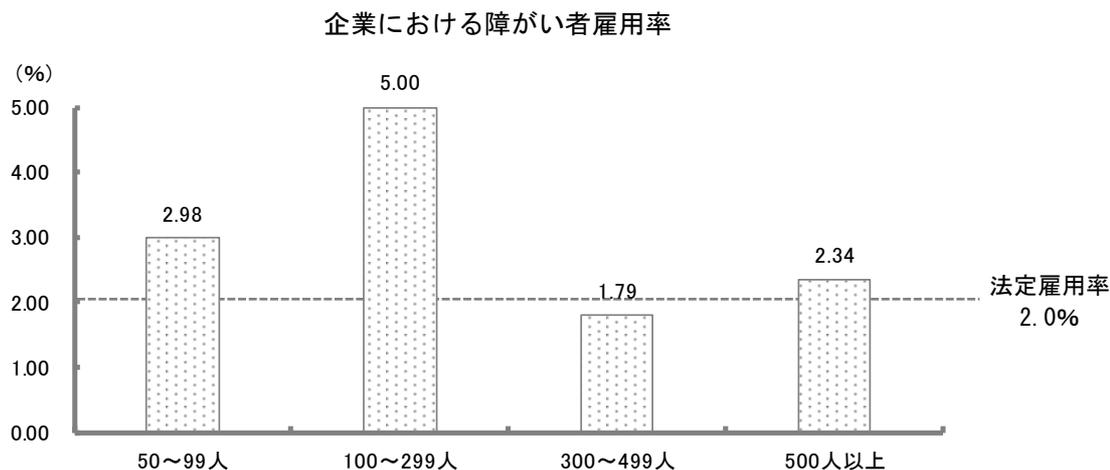
学校名	年別	児童生徒数	所在地
倉敷東小学校院内学級	平成 29 年	2	倉敷中央病院内
	平成 26 年	1	
庄小学校院内学級	平成 29 年	2	川崎医科大学附属病院内
	平成 26 年	1	
東中学校院内学級	平成 29 年	1	倉敷中央病院内
	平成 26 年	1	
庄中学校院内学級	平成 29 年	0	川崎医科大学附属病院内
	平成 26 年	1	

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

## (6) 障がい者の雇用・就業の状況

### ① 企業における障がい者雇用率

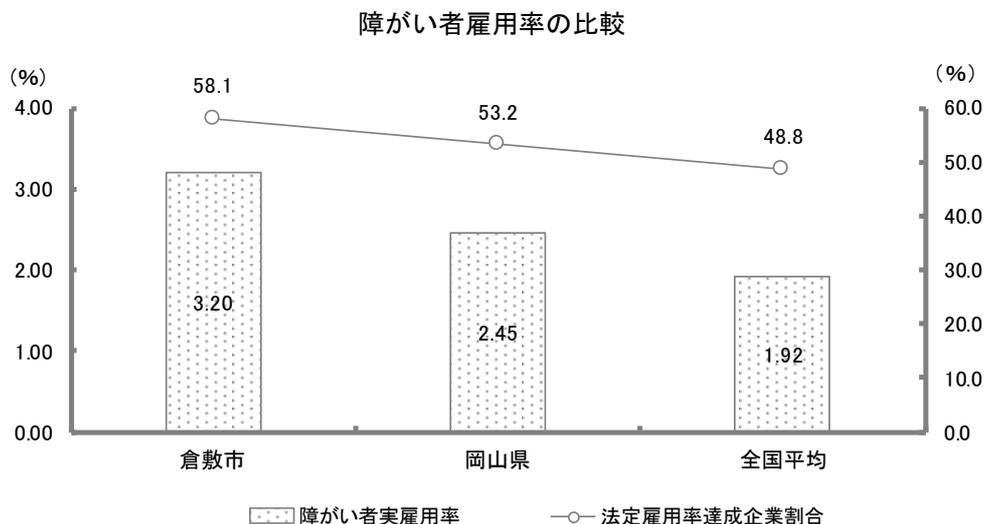
倉敷市内にある企業の規模別障がい者雇用率をみると、50～99人、100～299人及び500人以上の規模の企業において、法定雇用率（2.0%）を上回っています。なお、平成30年4月からは、法定雇用率が2.2%に引き上げられる予定です。



資料：岡山労働局提供データに基づく（平成28年6月1日現在）

### ② 障がい者雇用率の比較

倉敷市内の障がい者実雇用率は3.20%、雇用率達成企業の割合は58.1%となっており、いずれも県及び国の数値を上回っています。



資料：厚生労働省及び岡山労働局提供データに基づく（平成28年6月1日現在）

### ③ 市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成 29 年 6 月 1 日現在の、市の行政機関における障がい者雇用率は次の表のとおりで、法定雇用率を達成しています。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

部 局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)		障がい者雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
市長事務部局	2,691	2,691	71		2.64	2.3
			身体 :	70	2.60	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	1	0.04	
教育委員会	1,207	1,207	28		2.32	2.2
			身体 :	28	2.32	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
水道局	129	129	3		2.33	2.3
			身体 :	3	2.33	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
市民病院	187	102	3		2.94	2.3
			身体 :	3	2.94	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
競艇事業局	44	44	1		※2.27	2.3
			身体 :	1	2.27	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
その他	505	0	0		—	—
合計	4,763	4,173	106		2.54	—
			身体 :	105	2.52	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	1	0.02	

※対象職員数に法定雇用率を乗じた数（1未満の端数切り捨て）から現在雇用している障がい者の数を減じた数（＝不足数）が0となることをもって法定雇用率達成になります。したがって、競艇事業局については、対象職員数（44人）に法定雇用率（2.3%）を乗じた数（1未満の端数切り捨て）は1となり、これから障がい者数（1人）を減じた数（不足数）は0のため、法定雇用率達成となります。

※平成30年4月からは、法定雇用率が2.5%（教育委員会は2.4%）に引き上げられる予定です。

資料：市人事課（平成29年6月1日現在）

#### ④ 倉敷市立倉敷支援学校卒業生の進路状況

倉敷市立倉敷支援学校の平成 28 年度卒業生の進路状況は、以下のとおりです。

倉敷市立倉敷支援学校卒業生の進路状況

区分	一般就労	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	就労移行 支援	自立訓練	
人数（人）	3	6	7	2	3	
区分	生活介護	日中一時 支援	施設入所	進学	在宅	合計
人数（人）	3	0	0	0	2	26

資料：市教育委員会（平成 28 年度実績）

## 2 第4期倉敷市障がい福祉計画の実績について

第4期計画期間中の障がい福祉サービスの利用実績は次のとおりです。

なお、平成27年度、28年度は各年度3月末時点の利用実績、平成29年度は9月末時点の利用実績を記載しています。

### (1) 自立支援給付事業の利用状況

#### ① 訪問系サービス

居宅介護の利用者数、利用時間、行動援護の利用者数は実績値が計画値を上回っています。また、同行援護の利用者数、利用時間、行動援護の利用時間は実績値が計画値を下回っているものの増加傾向にあります。重度訪問介護の実績値は利用者数、利用時間ともに減少しています。重度障害者等包括支援は利用を見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。

サービス名	区分	実績値 計画値	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	実績値	1,030	1,089	1,116
		計画値	970	1,000	1,030
	時間/月	実績値	12,290	12,417	12,413
		計画値	11,990	12,360	12,730
重度訪問介護	人/月	実績値	59	55	50
		計画値	55	56	57
	時間/月	実績値	4,356	3,798	2,907
		計画値	4,370	4,450	4,530
同行援護	人/月	実績値	48	51	52
		計画値	50	55	60
	時間/月	実績値	488	566	576
		計画値	550	605	660
行動援護	人/月	実績値	36	40	43
		計画値	30	33	36
	時間/月	実績値	342	376	415
		計画値	345	380	415
重度障がい者等包括支援	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	時間/月	実績値	0	0	0
		計画値	300	300	300
合計	人/月	実績値	1,173	1,235	1,261
		計画値	1,106	1,145	1,184
	時間/月	実績値	17,476	17,157	16,311
		計画値	17,555	18,095	18,635

## ② 日中活動系サービス

生活介護，自立訓練（生活訓練），就労継続支援（A型），就労継続支援（B型），短期入所の利用者数，利用日数はともに実績値が計画値を上回っています。

サービス名	区分	実績値	第4期計画期間		
		計画値	27年度	28年度	29年度
生活介護	人／月	実績値	940	968	1,009
		計画値	860	870	880
	人日／月	実績値	15,945	16,636	17,130
		計画値	15,685	15,870	16,050
自立訓練（機能訓練）	人／月	実績値	0	1	2
		計画値	2	2	2
	人日／月	実績値	0	10	35
		計画値	24	24	24
自立訓練（生活訓練）	人／月	実績値	29	42	43
		計画値	32	32	32
	人日／月	実績値	574	670	688
		計画値	550	550	550
就労移行支援	人／月	実績値	65	78	105
		計画値	55	65	75
	人日／月	実績値	1,043	1,072	1,665
		計画値	1,050	1,240	1,430
就労継続支援（A型）	人／月	実績値	827	893	845
		計画値	600	620	630
	人日／月	実績値	14,453	16,666	16,119
		計画値	11,690	12,080	12,280
就労継続支援（B型）	人／月	実績値	935	973	1,024
		計画値	890	910	920
	人日／月	実績値	14,596	15,694	16,494
		計画値	14,220	14,540	14,700
療養介護	人／月	実績値	95	95	96
		計画値	96	96	96
短期入所	人／月	実績値	128	144	164
		計画値	120	130	140
	人日／月	実績値	507	583	640
		計画値	500	550	590

### ③ 居住系サービス

共同生活援助、施設入所支援の利用者数は実績値が計画値を上回っています。

サービス名	区分	実績値	第4期計画期間		
			計画値	27年度	28年度
共同生活援助	人/月	実績値	264	279	298
		計画値	260	270	280
施設入所支援	人/月	実績値	498	509	497
		計画値	490	490	490

### ④ 相談支援

地域移行支援の利用者数は実績値が計画値を上回っています。また、計画相談支援の利用者数は実績値が計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。地域定着支援の利用者数は減少しています。

サービス名	区分	実績値	第4期計画期間		
			計画値	27年度	28年度
計画相談支援	人/月	実績値	2,668	3,045	3,215
		計画値	3,700	3,800	3,900
地域移行支援	人/月	実績値	6	16	16
		計画値	5	6	7
地域定着支援	人/月	実績値	111	82	74
		計画値	125	130	135

## (2) 障害児支援給付事業の利用状況

### ① 障害児支援給付事業

放課後等デイサービスの利用者数、利用日数、障がい児相談支援の利用者数は実績値が計画値を上回っています。また、保育所等訪問支援は実績値が計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。児童発達支援の利用日数は計画値を上回っていますが、利用者数は増加傾向にあるものの、計画値を下回っています。

サービス名	区分	実績値	第4期計画期間		
		計画値	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	実績値	1,162	1,186	1,142
		計画値	1,200	1,200	1,200
	人日/月	実績値	8,657	9,085	9,179
		計画値	8,400	8,400	8,400
放課後等デイサービス	人/月	実績値	650	827	1,020
		計画値	500	550	600
	人日/月	実績値	1,915	2,523	3,288
		計画値	1,500	1,600	1,700
保育所等訪問支援	人/月	実績値	16	26	29
		計画値	30	45	60
	人日/月	実績値	47	83	73
		計画値	120	180	240
障がい児相談支援	人/月	実績値	1,998	2,141	2,190
		計画値	1,900	1,950	2,000

### (3) 地域生活支援事業の利用状況

#### ① 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の利用状況は、以下のとおりです。

なお、平成29年度の欄は、年間当たりの指標（〇/年）については見込量を記載し、月間当たりの指標（〇/月）については9月末時点の利用実績を記載しています。

サービス名	区分	実績値 計画値	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	か所	実績値	6	6	6
		計画値	6	6	6
	件/年	実績値	32,551	35,354	37,000
		計画値	25,000	26,000	27,000
地域自立支援協議会	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
障がい児等療育支援事業	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	か所	実績値	7	7	7
		計画値	7	7	7
住宅入居等支援事業	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
	件/年	実績値	18	16	14
		計画値	12	12	12
成年後見制度利用支援事業	申立支援 件/年	実績値	17	3	12
		計画値	12	14	16
	報酬助成 件/年	実績値	21	24	34
		計画値	30	45	60
意思疎通支援事業					
手話通訳者設置事業	か所	実績値	3	3	3
		計画値	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	実績値	597	569	590
		計画値	610	620	630

サービス名	区分	実績値	第4期計画（実績）		
		計画値	27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	件/年	実績値	52	47	46
		計画値	50	50	50
自立生活支援用具	件/年	実績値	66	52	65
		計画値	70	70	70
在宅療養等支援用具	件/年	実績値	56	79	90
		計画値	90	90	90
情報・意思疎通支援用具	件/年	実績値	240	214	180
		計画値	250	250	250
排泄管理支援用具	件/年	実績値	9,693	10,271	11,000
		計画値	9,850	9,900	9,950
住宅改修費	件/年	実績値	5	9	10
		計画値	20	20	20
移動支援事業	か所	実績値	91	84	84
		計画値	80	82	84
	人/月	実績値	279	289	296
		計画値	200	210	220
	時間/月	実績値	1,996	2,087	2,134
		計画値	1,580	1,610	1,640
地域活動支援センター機能強化事業					
地域活動支援センターⅠ型	か所	実績値	6	6	6
		計画値	6	6	6
	人日/月	実績値	5,640	6,074	6,400
		計画値	5,500	6,000	6,500
地域活動支援センターⅡ型	か所	実績値	2	2	2
		計画値	1	1	1
	人日/月	実績値	192	200	205
		計画値	180	180	180
地域活動支援センターⅢ型	か所	実績値	7	6	6
		計画値	5	5	5
	人日/月	実績値	1,447	1,125	1,209
		計画値	1,030	1,030	1,030
発達障がい者支援センター	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
	相談件数/月	実績値	150	135	140
		計画値	150	150	150
福祉ホーム事業	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
	人/月	実績値	2	3	1
		計画値	2	2	2
訪問入浴サービス事業	人/月	実績値	23	24	24
		計画値	24	24	24
	回/月	実績値	134	103	141
		計画値	132	132	132

サービス名	区分	実績値	第4期計画（実績）		
		計画値	27年度	28年度	29年度
更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業					
更生訓練費給付事業	人/年	実績値	6	-	-
		計画値	90	90	90
施設入所就職支度金給付事業	人/年	実績値	0	-	-
		計画値	1	1	1
生活支援事業	回	実績値	216	209	210
		計画値	20	20	20
	人/年	実績値	216	209	210
		計画値	120	120	120
日中一時支援事業	か所	実績値	92	84	91
		計画値	80	80	80
	人/月	実績値	1,131	1,169	1,170
		計画値	1,100	1,100	1,100
生活サポート事業	か所	実績値	13	-	-
		計画値	14	14	14
	人/月	実績値	0	-	-
		計画値	1	1	1
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	回	実績値	247	248	250
		計画値	240	240	240
	人/年	実績値	4,400	3,208	3,300
		計画値	3,400	3,400	3,400
芸術文化講座開催等事業	回	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
	人/年	実績値	199	191	195
		計画値	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	種類	実績値	9	10	10
		計画値	12	12	12
	回/年	実績値	43	43	43
		計画値	45	45	45
奉仕員養成研修事業	講座	実績値	6	6	6
		計画値	6	6	6
	人/年	実績値	101	97	100
		計画値	100	100	100
自動車運転免許取得事業	件/年	実績値	18	28	28
		計画値	25	25	25
自動車改造費助成事業	件/年	実績値	52	68	64
		計画値	60	60	60

## (4) 成果目標

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数に関する目標については、平成 29 年度末までの地域生活移行者数を 60 人と設定していますが、平成 28 年度末までの地域生活移行者数は 29 人とどまっています。

また、施設入所者数に関する目標については、平成 29 年度末の施設入所者数を 490 人と設定していますが、平成 28 年度末の施設入所者数は 509 人となっており、引き続き地域生活移行に向けた取組が必要です。

	目標値	実績
平成 25 年度末の施設入所者数		494 人
平成 29 年度末までの地域生活移行者数	60 人	29 人 (※平成 28 年度末まで)
平成 29 年度末の施設入所者数	490 人	509 人 (※平成 28 年度末)

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数とします。

### ② 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者に関する目標については、平成 29 年度の年間一般就労移行者数を 50 人と設定していますが、平成 28 年度の年間一般就労移行者数は 52 人となっており、既に目標を達成しています。

	目標値	実績
平成 25 年度の年間一般就労移行者数		25 人
平成 29 年度の年間一般就労移行者数	50 人	52 人 (※平成 28 年度)

※一般就労移行者数とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業を通じて、一般就労に移行した者の数とします。

### ③ 就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業利用者数に関する目標については、平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数を 75 人と設定していますが、平成 28 年度末の同利用者数は 78 人となっており、既に目標を達成しています。

しかしながら、就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標については、平成 29 年度における就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所の割合を 50%と設定していますが、平成 28 年度における同割合は 17%にとどまっております、引き続き一般就労に向けた取組が必要です。

	目標値	実績
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	—	46 人
平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	75 人	78 人 (※平成 28 年度末)
平成 29 年度における就労移行支援事業所のうち 就労移行率 3 割以上の事業所の割合	50%	17% (※平成 28 年度)



# 障がい（児）福祉サービス等の 事業量の見込みと成果目標

## 1 平成 32 年度における目標値

### （1）国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

#### 基本的な考え方

##### 1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援

##### 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障がい者等に対する支援
- ・協議会の設置等

### 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、次に掲げる点に配慮して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ・地域支援体制の構築
- ・保健，医療，保育，教育，就労支援，障害福祉等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・障がい児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

## (2) 障害福祉計画の成果目標

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、国の指針では平成 28 年度末の施設入所者数の 2%以上削減することとなっています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、平成 28 年度時点の施設入所者数の 9%以上となっています。

倉敷市では、国の指針を基に、次の目標値を定めました。

目標	実績値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
施設入所者	509 人	485 人
施設入所者の削減数		24 人
施設入所から地域生活へ移行した人数		46 人

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、平成 32 年度までに「圏域ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

倉敷市では、国の指針を基に、次の目標値を定めました。

目標	目標値
保健，医療，福祉関係者による協議の場の設置（※）	1 箇所

※協議の場は市が設置し、自立支援協議会等の関係機関で構成します。

### ③ 地域生活支援拠点等の構築

国の指針では、地域生活支援拠点等を平成 32 年度までに各市町村又は各圏域に 1 か所整備することになっておりますが、倉敷市では平成 29 年 10 月から基幹相談支援センターを設置し、センターが中心となって、圏域内のネットワーク化を進め、面的整備による地域生活支援拠点等を構築する予定にしております。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にするにとされています。

就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にするにとされています。

倉敷市では、国の指針を基に、次の目標値を定めましたが、就労継続支援 A 型事業所については、その支援の目的に沿った適正なサービス事業が提供できるよう努めます。

目標	実績値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
福祉施設から一般就労への移行者	52 人	78 人
就労移行支援事業利用者数	78 人	144 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	17%	50%
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	—	80%

## ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村に少なくとも1箇所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1箇所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

倉敷市では、国の指針を基に目標値を定めることとしておりますが、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置のほかは、既に整備済となっております。

目標	目標値等
児童発達支援センターの設置	6箇所（整備済）
保育所等訪問支援の充実	6箇所（整備済）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所ずつ（整備済）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（※）	1箇所（目標値）

※協議の場は市が設置し、自立支援協議会等の関係機関で構成します。

関係機関のうち、医療的機関は、訪問看護事業所を想定しています。

コーディネーターは、市の職員又は資格のある人に委嘱することも視野に入れています。

## 2 障がい福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。介護保険事業者からの参入も含め、利用者のニーズに対応できる体制整備を図ります。また、同行援護、行動援護については、視覚障がいや行動障がいのある人に対する外出支援の役割を担っており、利用ニーズに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

#### ① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	1,030	1,089	1,116	1,169	1,222	1,275
利用時間 （時間/月）	12,290	12,417	12,413	13,249	13,849	14,450

#### ② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	59	55	50	55	55	55
利用時間 （時間/月）	4,356	3,798	2,907	4,079	4,079	4,079

### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	48	51	52	52	52	52
利用時間 （時間/月）	488	566	576	576	576	576

### ④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	36	40	43	46	49	52
利用時間 （時間/月）	342	376	415	475	506	537

### ⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間 （時間/月）	0	0	0	300	300	300

### ①～⑤合計

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	1,173	1,235	1,258	1,323	1,379	1,435
利用時間 （時間/月）	17,476	17,157	16,271	18,679	19,310	19,942

## (2) 日中活動系サービス

障がい者が、その人らしく生活するためには、多様なニーズに対応できる日中活動系サービスが充実していることが必要です。

介護給付サービスについては、障がい者が住み慣れた地域で、必要なデイサービスやレスパイトサービス等を受けながら、安定した生活が送れるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

訓練等給付サービスについては、利用者の意向や障がいの状況によって、社会的・経済的自立に向けた適切な訓練等の支援が受けられるよう、質の高いサービスの担い手の確保に努め、提供体制の充実を図ります。

第5期（見込み）利用者数は、平成27年度から29年度の実績を基に算出しています。なお、就労継続支援A型及びB型事業所については、事業を廃止する事業所等の影響を考慮し、実績値に加え、現況を踏まえた見込値としています。

### ① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議してまいります。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	940	968	1,009	1,045	1,081	1,117
利用日数 （人日/月）	15,945	16,636	17,130	17,591	18,197	18,803

### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

○自立訓練（機能訓練）

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	0	1	2	2	2	2
利用日数 （人日/月）	0	10	35	35	35	35

○自立訓練（生活訓練）

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	29	42	38	44	45	46
利用日数 （人日/月）	574	670	686	711	728	744

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	65	78	105	118	131	144
利用日数 （人日/月）	1,043	1,072	1,665	1,967	2,183	2,400

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議してまいります。

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	827	893	845	652	712	772
利用日数 （人日/月）	14,453	16,666	16,119	12,062	13,172	14,282

※ 利用者（見込み）は、相談支援事業所によるサービス利用者の適性判定の厳格化を考慮し算出した。

### ⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議してまいります。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	935	973	1,024	1,334	1,417	1,500
利用日数 （人日/月）	14,596	15,694	16,494	20,677	21,964	23,250

※ 利用者（見込み）は、相談支援事業所によるサービス利用者の適性判定の厳格化を考慮し算出した。

### ⑥ 就労定着支援【新規】

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	-	-	-	35	35	35

### ⑦ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	95	95	96	96	96	96

### ⑧ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴，排せつ，食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	128	144	164	178	192	206
利用日数 （人日/月）	507	583	640	653	704	755

### ⑨ 自立生活援助【新規】

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 （人/月）	—	—	—	12	12	12

### (3) 居住系サービス

障がいのある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障がいのある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が確保されていることが必要です。

地域生活移行の受け皿となる、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所支援については、真に入所が必要な人に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

#### ① 共同生活援助（グループホーム） ※従前の共同生活介護（ケアホーム）を含む。

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	264	279	298	314	330	346

#### ② 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	498	509	497	490	486	485

## (4) 相談支援

福祉サービス利用者が増加傾向にある中で、専門的な立場から、障がいがある人の生活全体でのニーズを把握し、生活ニーズに合わせて最適なサービスと結びつくよう支援することが重要です。

適切なケアマネジメントを実施する観点から、希望するすべての利用者に対応できる計画相談支援体制の整備に努めるとともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域生活移行を進め、安心して暮らせる環境を整えるために、地域相談支援を更に充実させていく必要があります。

### ① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人）	2,668	3,045	3,350	3,385	3,555	3,725

### ② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	6	16	12	18	24	30

### ③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 （人/月）	111	82	74	80	86	92

### 3 障がい児福祉サービスの見込量

障がい児が、身近な地域で個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスを受けられる環境づくりが重要です。

発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応できるよう、質の高い通所サービスの担い手の確保に努めるとともに、児童の集団生活の場での支援のニーズに対応するため、保育所等訪問支援の充実に努めます。

また、障がい児のライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、個々の特性に合わせてケアマネジメントをしていく障がい児相談支援の提供体制の確保と役割の充実を図ることが必要です。

#### (1) 児童発達支援

未就学の障がい児について、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	(人/月)	1,162	1,186	1,142	1,162	1,182	1,202
	(人日/月)	8,657	9,085	9,179	9,296	9,456	9,616

#### (2) 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行います。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
医療型児童発達支援	(人/月)	27	28	18	18	18	18
	(人日)	139	178	138	138	138	138

### (3) 居宅訪問型児童発達支援【新規】

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅訪問型児童発達支援	(人/月)	—	—	—	5	5	5
	(人日/月)	—	—	—	15	15	15

### (4) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所等訪問支援	(人/月)	16	26	29	30	31	32
	(人日/月)	47	83	73	75	78	80

### (5) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

当該サービスの指定については、平成31年度に、県から市へ権限委譲される見込みで、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議してまいります。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
放課後等 デイサービス	(人/月)	650	827	1,020	1,020	1,020	1,020
	(人日/月)	1,915	2,523	3,288	3,288	3,288	3,288

## (6) 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障がい児相談支援	(人/月)	1,998	2,141	2,190	2,239	2,288	2,337

## 4 地域生活支援事業の見込量

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、地域の特性を踏まえた必要なサービスの量と質が確保されていることが重要です。

本市では、次のとおり多様な地域生活支援事業を実施していますが、障がい者のニーズに応じた円滑なサービス提供が可能となるよう、民間団体への委託等、地域の社会資源を有効に活用することで、効果的な事業運営を図っていきます。

### (1) 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分			第4期（実績）			第5期（見込み）		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	（か所）	6	6	6	6	6	6
		（件/年）	32,551	35,354	37,000	38,646	40,292	41,938
	地域自立支援協議会	（か所）	1	1	1	1	1	1
	障がい児等療育支援事業	（か所）	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		（か所）	7	7	7	7	7	7
住宅入居等支援事業		（か所）	1	1	1	1	1	1
		（件/年）	18	16	14	15	15	15
成年後見制度利用支援事業		申立件数（件/年）	17	3	12	12	12	12
		利用件数（件/年）	21	24	34	34	34	34

## (2) 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置事業	(か所)	3	3	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(件/年)	597	569	590	590	590	590

## (3) 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	52	47	46	52	52	52
自立生活支援用具	(件/年)	66	52	65	66	66	66
在宅療養等支援用具	(件/年)	56	79	90	90	90	90
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	240	214	180	240	240	240
排泄管理支援用具	(件/年)	9,693	10,271	11,000	11,000	11,000	11,000
住宅改修費	(件/年)	5	9	10	10	10	10

## (4) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	(か所)	91	84	84	87	90	93
	(人/月)	279	289	296	303	310	317
	(時間/月)	1,996	2,087	2,134	2,181	2,232	2,282

## (5) 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センターⅠ型	（か所）	6	6	6	6	6	6
	（人日/月）	5,640	6,074	6,400	6,824	7,248	7,672
地域活動支援センターⅡ型	（か所）	2	2	2	2	2	2
	（人日/月）	192	200	205	205	205	205
地域活動支援センターⅢ型	（か所）	7	6	6	7	7	7
	（人日/月）	1,447	1,125	1,209	1,447	1,447	1,447

## (6) 発達障がい者支援センター事業

地域における親の会などの連携や協力のもと、発達障がい児・者や保護者の相談支援の実施、個別の支援計画の作成、サービス調整支援の実施や、連絡調整会議においてコーディネーターの中心となり、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係部局、機関等の関係者を集めて、発達障がい児・者の個別の支援計画を作成するためのチームづくり、及び職員の研修等の実施など、発達障がい者の支援体制の確立を推進します。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
発達障がい者支援センター	（か所）	1	1	1	1	1	1
	（相談件数/月）	150	135	140	150	150	150

## (7) 福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉ホーム事業	（か所）	1	1	1	1	1	1
	（人/月）	2	3	1	1	1	1

## (8) 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がい者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴サービスを提供します。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	（人/月）	23	24	24	24	24	24
	（回/月）	134	103	141	141	141	141

## (9) 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動の支援等を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活支援事業	（回）	216	209	210	210	210	210
	（人/年）	216	209	210	210	210	210

## (10) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	（か所）	92	84	91	95	99	103
	（人/月）	1,131	1,169	1,170	1,235	1,287	1,339

## (11) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を促進したり、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催したりすることをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。

また、手話、要約筆記、点訳、朗読等の奉仕員の養成研修事業や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	（回）	247	248	250	250	250	250
	（人/年）	4,400	3,208	3,300	3,417	3,417	3,417
芸術文化講座開催等事業	（回）	1	1	1	1	1	1
	（人/年）	199	191	195	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	（種類）	9	10	10	10	10	10
	（回/年）	43	43	43	45	45	45
奉仕員養成研修事業	（講座）	6	6	6	6	6	6
	（人/年）	101	97	100	100	100	100
自動車運転免許取得事業	（件/年）	18	28	28	28	28	28
自動車改造費助成事業	（件/年）	52	68	64	68	68	68



## 第4章

# 重点課題ごとの取組

### 1 利用者本位の生活支援体制の整備

#### 現状と課題

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。本市では、地域の社会資源を活用し、事業者が必要な機能を分担する面的整備を選択しており、基幹相談支援センターを中心として、緊急時の対応、体験の機会の確保、権利擁護の充実等、必要な機能を整備していくことが必要です。

障がい者の地域生活を支える相談支援については、障がい者の多様なニーズに応じて、倉敷市障がい者相談員協議会、地域活動支援センターⅠ型、指定相談支援事業所、倉敷市総合療育相談センター（ゆめぱる）、倉敷発達障がい者支援センター、倉敷障がい者就業・生活支援センター等の相談機関が、身近な相談に応じていますが、アンケート調査の結果をみると、地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があることなど相談支援の充実を求めるニーズが見受けられ、特に、一人暮らしの意向のある方ではニーズが高くなっています。倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

一方、サービス等利用計画の作成に係る指定相談支援については、支給決定に当たり相談支援専門員による計画の作成が原則必須となっていることに伴い、量的な側面からの整備は一定程度進められてきており、質的な側面からは、自立支援協議会の相談支援部会を通じたスキルアップを図っているところですが、今後は、基幹相談支援センターとも連携し、一人ひとりに適切に対応できるケアマネジメント技術の向上等、更なる人材育成に取り組むことが重要です。

また、障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立や社会参加を推進するためにも障がい者虐待の防止は非常に重要です。障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが大切です。

さらに、知的障がいや精神疾患等により判断能力が不十分な方の権利を、法的に守る取組みが必要です。障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に

支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが大切です。

## 今後の取組

### ア 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供できる仕組みを構築するため、地域における複数の機関が機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を推進します。

地域の体制整備に当たっては、倉敷地域基幹相談支援センターにコーディネート機能を置き、地域の社会資源を有効に活用することで障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、支援を行う者の協力体制の構築に努めます。

### イ 計画相談支援体制の充実

計画相談支援については、障がい者本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続的に適切なサービスを利用することができるよう、必要な支援体制を確保するとともに、専門的な視点で障がい者個々のニーズや課題に応じたケアマネジメントが行えるよう質の向上を図ります。

計画相談支援の質の向上に当たっては、倉敷地域基幹相談支援センター及び倉敷地域自立支援協議会の相談支援部会との連携により、相談支援事業所からの困難事例等に関するケース検討や、研修の実施による人材育成を通じて相談支援事業所のスキルアップに努めます。

### ウ 倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

倉敷地域自立支援協議会を地域の社会資源を結ぶネットワークの核として、ケア会議、専門部会の2種類の会議を中心に、それぞれが機能的な役割を果たすことで、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く関係機関が情報を共有し、課題解決に向けた協議をとおして、地域の関係機関の連携強化を図ります。

## エ 障がい者の権利擁護の充実

### 【障がい者虐待の防止】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障がい者虐待の相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制のもと、養護者による虐待や福祉施設等での虐待、障がい者の雇用先での虐待への相談・対応などを行います。

### 【成年後見制度の利用促進】

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」に基づき、成年後見制度の重要性について周知・啓発に努めるとともに、成年後見制度を必要とする方に安心して利用していただけるよう、制度の利用者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な関係機関等との連携協力体制を整備します。

また、障がい者本人の状況や希望に応じて、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を支援する「日常生活自立支援事業」も活用するなど、利用者本位の権利擁護に努めます。

## オ 地域における障がい者理解の促進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う共生社会の実現に向けて、地域社会全体として障がい者に対する理解をより深めていくための啓発を進めます。

## 2 日中活動の場及び在宅サービスの充実

### 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。また、障がい者が、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所を確保することが必要です。

アンケート調査の結果をみると、自宅や地域で生活できる（しやすくなる）条件については、「ホームヘルプや外出支援等の日常生活の介助が十分に受けられること」の割合が約3割と高くなっています。

本市では、居宅介護や生活介護等の介護給付対象サービスについて、提供体制の一定の整備は図られているものの、喀痰吸引等の医療的ケアへの対応や、重度障がい者のニーズ、強度行動障がいのある方へ対応できる体制の整備が課題となっています。

就労系サービスについては、適切な支援のもとに、障がい者にその能力や適性に合った就労の機会や、職業能力の向上のための訓練等を提供する体制を確保するとともに、関係機関と連携を図りながら、一般就労への移行及び就労定着につながる支援を推進していくことが必要です。

就労継続支援A型に関しては、運営基準の改正により、生産活動に係る事業収益から利用者の賃金を払うことなど、安定した経営基盤の確立が求められており、指導・監査といった権限を適切に行使しながら、あるべき姿に向けた事業の適正化を図ることが必要です。

レスパイトを目的とする短期入所、日中一時支援については、提供体制の一定の整備は図られていますが、必要なときに必要なサービスが受けられないという声もあり、特に、重度の障がい者の受入が可能な施設が少ない状況となっています。障がい者が、短期入所や日中一時支援を必要な時にサービスを受けることができるよう、提供量を確保していく必要があります。

## 今後の取組

### ア 介護給付体制の確保

利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、障がい者の多様な介護ニーズに対応していくため、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。

また、常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある方や医療的なケアが必要な方についても、身近な地域で生活介護を利用して、落ち着いて過ごすことができたり、入浴などのサービスが受けられたりするよう、地域における体制づくりの方策などについて検討します。

### イ 就労移行支援・就労定着支援の提供体制の確保

就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。

また、公共職業安定所や倉敷障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業者、民間企業等の関係機関、団体とのネットワークの形成及び強化を図り、雇用促進に努めます。

### ウ 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の確保

地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、受け皿の不足が指摘される短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

### エ サービス事業所に対する啓発及び指導・監督の強化

各種サービス事業所との関わりの中で、福祉的理念や当該事業所に市内で担っているいただきたい役割等を伝え、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、サービス事業所に対する啓発を行うとともに、事業所への指導・監督を強化していきます。

また、地域の特性を活かしたきめ細かなまちづくりを目的とする市の土地利用計画に則り、サービス事業所（第1種及び第2種社会福祉事業を除く）の立地についても、原則、市街化区域に設置するよう図ってまいります。

### 3 入所・入院から地域生活への移行促進

#### 現状と課題

本市の第4期計画においては、平成25年度末現在の施設入所者数494人を基礎として、平成29年度末までに地域生活に移行する者の累計数値目標を60人と定めていました。

入所施設から平成28年度末までの地域生活移行者数は累計で29人と、現時点では目標に到達していませんが、今後も入所による支援が必要な方がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも入所が必要でない方が一定程度存在することが考えられるため、引き続き地域移行に向けた取組みが必要です。

また、精神障がい者の長期入院から地域生活への移行については、倉敷地域自立支援協議会の精神部会を中心に、関係機関の連携のもと、病院への働きかけ等を通じて、その推進に努めています。

アンケート調査の結果をみると、施設入所や入院生活から地域での暮らしへ移行する場合の必要な配慮について、「年金などの経済的な支援を充実させる」、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」の割合が約3割となっています。

今後も、引き続き地域移行を推進するため、倉敷地域自立支援協議会を核とした地域移行支援のネットワーク体制の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図る必要があります。

また、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズや、生活体験へのニーズを踏まえて、今後も障がい特性に配慮しながら、計画的に入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスを整備していくことが求められます。

さらに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

## 今後の取組

### ア 地域相談支援体制の充実

地域生活への移行が可能な障がい者が、専門家によるきめ細かな支援を受け、移行に向けた訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、倉敷地域自立支援協議会を核とした社会資源のネットワークを活用し、地域移行支援及び地域定着支援体制の充実を図ります。

### イ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

自立した生活を希望する方や入所・入院から地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、入所・入院から地域生活への移行を促進するため、自立生活援助、生活訓練事業等の推進に努めます。

### ウ 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、倉敷地域自立支援協議会のネットワークを活用しながら、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、在宅生活支援の強化を図ります。

## 4 外出やコミュニケーションの支援

### 現状と課題

障がい者の社会参加を促進するためには、移動手段の確保と外出の支援が重要です。

本市では、移動支援に従事するヘルパーについて、居宅介護のヘルパーのほか、倉敷地域自立支援協議会が開催する独自の研修により養成を図っているところですが、今後も、移動支援に従事する質の高いヘルパーの確保に努めるとともに、視覚障がいや行動障がいの特性に応じて外出支援等を行う、同行援護及び行動援護の提供体制を確保する必要があります。

アンケート調査の結果をみると、外出について「少し手伝ってもらおう」、「全部手伝ってもらおう」の割合は合わせて5割を超えており、外出時の支援を必要としている障がい者が多くなっています。また、生活で困っていることは、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」、「外出する機会や場所が限られている」の割合が約3割とコミュニケーションや外出に関する困りごとが高くなっており、障がい者の社会参加を促進するためにも、外出支援とともに、コミュニケーション支援の提供体制を確保していく必要があります。

本市では、福祉事務所に手話通訳者を配置し、派遣事業を行うほか、点訳、音訳による広報の提供、点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等の養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援を行っています。今後も引き続き、支援者の養成を図っていくことが必要です。

さらに、アンケート調査の結果をみると、障がい福祉サービスの利用に関して困っていることは、「どのようなサービスを利用できるのかわからない」、「事業者を選ぶための情報が少ない」の割合が高くなっており、障がい福祉サービスに関する情報提供が求められています。

障がい者が様々な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上とともに、情報提供の充実を図る必要があります。

## 今後の取組

### ア 移動支援事業等の提供体制の確保

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、マンツーマンによる障がい者の外出支援はもとより、小グループに対してもヘルパー派遣を行うなど、外出時における移動支援の質の向上と必要量の確保を図り、移動困難者に対する外出支援体制の充実に努めます。

また、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に対する行動援護、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対する同行援護の必要量の確保に努めます。

### イ 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報紙（点字広報紙、声の広報紙）等を配布するほか、録音図書・点字図書の貸し出し、市ホームページを活用した情報提供の充実を図ります。

### ウ 外出やコミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うとともに、手話通訳奉仕員等の養成研修を実施し、その担い手の育成に努めます。

## 5 障がい者のための総合的な就労支援

### 現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。

本市では、福祉施設から一般就労への移行者数や、就労移行支援事業の利用者数については、一定の成果を上げているものの、就労移行率3割以上を達成している就労移行支援事業所の割合は少ない状況となっており、更なる取組みが求められます。

また、就労継続支援（A型・B型）や地域活動支援センターⅢ型等、利用者の状況に応じた就労の機会の提供に努めていますが、多くの就労継続支援A型事業所においては、生産活動に係る事業収益から、利用者の賃金を支払うことができていないなどの課題が顕在化しており、事業の適正化に向けた指導・監査が求められています。

さらに、利用者については、相談支援事業所による適性判定の厳格化を図り、適切な就労系サービスの利用を推進する必要があります。

アンケート調査の結果をみると、今後、主に何をしておきたいかについては、「地域活動支援センターまたは就労支援系事業所に通いたい」の割合が最も高く、「正規の社員・従業員として働きたい（自営業を含む）」の割合も高くなっています。

就労支援体制の強化に向けて、倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心とした関係機関との連携を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行う必要があります。

さらに、アンケート調査の結果をみると、仕事のことで悩んでいることや困っていることは「収入が少ない」の割合が最も高くなっており、引き続き収入アップに向けた作業所への支援を行う必要があります。

## 今後の取組

### ア 就労系サービスの提供体制の確保

就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。また、就労継続支援（A型・B型）や地域活動支援センターⅢ型等のサービスを通じて、障がい者の能力や適性に応じた就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

### イ 障がい者就業・生活支援センター事業との連携強化

倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、岡山障害者職業センターとの連携による職業評価、公共職業安定所との連携による職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、市内の就労支援担当者の情報交換会（倉敷地域自立支援協議会就労部会）を定期的で開催し、各関係機関・施設等の支援者ネットワークの強化を図ります。

### ウ 事業所・作業所への支援・指導

障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係部署において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組めます。

また、福祉的就労を行っている事業所・作業所の活動内容を充実させ、活性化を図るための指導員を市で雇用し、作業所の運営相談や、施設外就労等を活用した賃金及び工賃アップを進めていきます。

倉敷市障がい福祉課では、平成30年度から事業所指導室を設置し、障がい福祉サービス事業所が、適正なサービスの提供及び運営ができるよう指導を強化してまいります。

## 6 障がい児支援の強化

### 現状と課題

本市では、支援を必要とする児童は継続的に増加傾向にあり、それに伴い、支援の担い手となるサービス事業所も年々増えています。すべてのサービス利用児に対して障がい児相談支援事業の導入を目指している中で、個々のニーズに応じた適切なサービスを選択し、ケアマネジメントをしていく相談支援の役割を充実させていくとともに、多種多様なサービスを提供している児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業においては、「本人支援」、「家族支援」、「地域支援」を3本柱とした支援の質を高めることが求められています。

また、市内主要地区ごとに児童発達支援センターが開所し、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築に向けた土台はできつつありますが、今後は、各関係機関との連携を強化し、地域の中核的な療育支援施設としての役割を確立していく必要があります。

さらに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、保育所等において、障がいのある子どもの受入れを促進していくことが必要であり、一般子ども子育て施策や教育の現場で実施されるアウトリーチ型の発達支援事業である保育所等訪問支援を引き続き充実させる必要があります。

総合療育相談センターにおいては、支援を必要とする児童及びその家族を対象とした相談支援がなされていますが、支援を必要とする児童を地域で支える仕組みを検討する中で、家族も地域で支える必要があるため、総合療育相談センターを中心に、家族支援という視点で、各関係機関との連携強化が求められています。

アンケート調査結果では、保育や教育について今後必要なこととして、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」の割合が高くなっています。学校教育終了後の進路について、必要な対策として、「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の構築」の割合が高くなっており、関係機関との連携を強化し、個々の特性に応じた教育の支援と障がい児のライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができる体制を整えることが大切です。

また、近年、医療技術の進歩により在宅で生活する医療的ケアを要する児童が増加していますが、その介護の担い手は主に保護者であり、医療的ケア児に対する総合的な支援や、医療的ニーズに対応できるサービス事業所が確保されていないことが課題となっています。医療機関等との連携による支援体制の構築と、医療的ニーズに対応できる事業所の確保が必要です。

## 今後の取組

### ア 児童発達支援センターを核としたネットワーク機能の充実

児童発達支援センターを核として、学校・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、医療機関等と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的  
つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。

### イ 保育所等訪問支援サービスの充実

障がい児の集団生活の場で、施設のスタッフへの助言や、本人に対する訓練等、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への  
適応のために必要量の確保を図り、集団生活の場における支援体制の充実に努めます。

### ウ 児童発達支援・放課後等デイサービスの質の向上

児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児  
のニーズに的確に対応できるよう、国のガイドラインも活用して、支援の質の向上を  
図ります。

### エ 個々の特性に応じた教育支援の実践

障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機  
関や関係者等との連携を深め、選択肢の一つとして大学等への進学等多様な進路を含  
めた適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、  
その計画の実施、評価のできる体制を整備します。

また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を深め、質の高い教育を目指します。

さらに、特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者等の研  
修を行い、自閉症スペクトラム障がいなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対  
応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する研修会  
等への参加を促進し、教職員の資質向上を目指します。

#### オ 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

医療的ニーズの高い障がい児は、一般の障がい児通所支援等で支援を受けることは難しい状況にあるため、身近な地域で支援が受けられるよう、重症心身障がい児を主に支援する事業所の確保を図ります。

また、医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療・福祉等の関係分野が協働する支援体制の構築を図ります。



## 第 5 章

# 計画の推進体制

### 1 関係機関等との連携

計画の実施にあたっては、市の関係課をはじめ、倉敷地域自立支援協議会、障がい者、障がい者団体やボランティア団体、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携はもちろん、近隣市町との連携のもと、県障がい福祉計画に基づく障がい福祉サービス圏域による広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、今後の制度改正などの変化に対応するため、国・県と連携しながら施策を展開していきます。

### 2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、サービスの質を確保する観点から、サービス事業所に対しては、関係法令を順守することはもとより、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、啓発及び指導・監督等を行っていきます。

## 倉敷市障がい福祉計画策定に係るアンケート調査結果(抜粋)

第5期倉敷市障がい福祉計画の策定に当たり、平成29年8月に、障がい福祉サービスの利用者1,000人(回答者484人)を対象に、アンケート調査を実施しました。

調査結果のうち、「第4章 重点課題ごとの取組」における参照部分は次のとおりです。

問 あなたは、どのような条件が整えば、自宅や地域で生活できる(しやすくなる)と思いますか。(答えは3つまで)

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	484	100.0
生活するのに十分な収入があること	222	45.9
ホームヘルプや外出支援等の日常生活の介助が十分に受けられること	151	31.2
地域の人が障がいを理解してくれること	132	27.3
主治医や医療機関が近くにあること	106	21.9
地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること	104	21.5
家族と同居できること	82	16.9
住宅が確保できること	60	12.4
グループホーム等の仲間と共同生活できる場があること	54	11.2
住居や道路などがバリアフリーであること	29	6.0
その他	16	3.3
特にない	32	6.6
無回答	49	10.1

※ 今後の暮らし方の意向別で、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」と回答した割合を見ると、「独立して一人で暮らしたい」意向がある人で28.8%、「家族と同居して暮らしたい」意向がある人で23.1%、「グループホーム等の地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい」意向がある人で17.1%でした。

問 施設入所や入院生活から地域での暮らしへ移行する場合、障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために、どのような配慮が必要だと考えますか。(答えは3つまで)

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	484	100.0
年金などの経済的な支援を充実させる	147	30.4
気軽に何でも相談できるような体制を充実させる	135	27.9
障がいのある人の生活を支えるヘルパーや職員、ボランティアを育成する	99	20.5
家族の介護負担の軽減や、家族が就労するための支援などを充実させる	97	20.0
教育や就労など、障がいのある人の自立に向けた取り組みを充実させる	88	18.2
障がいに対する市民の理解を深めるような、啓発活動を積極的に行う	83	17.1
自宅で受けられる福祉サービスなどを充実させる	82	16.9
病院との連携による支援を充実させる	79	16.3
通所して受けられる福祉サービスなどを充実させる	58	12.0
地域に住む人が力を合わせて、障がいのある人を支えていく体制づくりを進める	48	9.9
住宅や交通機関など、障がいのある人も暮らしやすいバリアフリーの街づくりを進める	37	7.6
健康づくりや医療面での福祉施策などを充実させる	36	7.4
文化活動などを通じて、地域の人々との交流を活発にする	24	5.0
その他	6	1.2
わからない	53	11.0
特に力をいれるべきことはない	8	1.7
無回答	45	9.3

問 外出について当てはまるものはどれですか。

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	484	100.0
一人のできる	208	43.0
少し手伝ってもらう	120	24.8
全部手伝ってもらう	140	28.9
無回答	16	3.3

問 あなたは、現在、生活で困っていることはありますか。(答えは当てはまるものすべて)

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	484	100.0
人とのコミュニケーションがうまくとれない	138	28.5
外出する機会や場所が限られている	132	27.3
十分な収入が得られない	101	20.9
障がいが原因で特別な目でみられたり、差別を受けたりする	83	17.1
医療費の負担が大きい	67	13.8
就ける職業が限られている	64	13.2
趣味や生きがいが持てない	64	13.2
生活する上での相談がしにくい、必要な情報が得にくい	59	12.2
自分の希望に合った福祉サービスがない	44	9.1
働けない(職業に就くことができない)	41	8.5
医療機関が近くにない	36	7.4
町なかで困っていても周りの人が助けてくれない	28	5.8
お金がかかるので、障がいにあつた住宅改修ができない	23	4.8
福祉施設の定員がいっぱいで入所できない	18	3.7
身の回りの世話や介助をしてくれる人がいない	16	3.3
受けたい学校教育の環境(選択肢)がない	14	2.9
自立して生活するための住宅(持家、借家等)がない	12	2.5
(特別支援学校を除き)受け入れてくれる教育機関(幼稚園、学校等)がない	5	1.0
その他	29	6.0
特に困っていることはない	102	21.1
無回答	47	9.7

問 障がい福祉サービスの利用に関して困っていることはありますか。(答えは当てはまるものすべて)

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	484	100.0
どのようなサービスを利用できるのかわからない	136	28.1
サービス利用の手続きが大変	132	27.3
事業者を選ぶための情報が少ない	118	24.4
利用できる回数や日数が少ない	79	16.3
希望に合った事業者が見つからない	55	11.4
事業者との日時などの調整が大変	42	8.7
利用したいサービスが制度上利用できない	34	7.0
サービスの質が良くない	34	7.0
利用者負担について困っている	31	6.4
利用したいと思うサービスがない	21	4.3
その他	28	5.8
特に困っていることはない	118	24.4
無回答	62	12.8

問 あなたは、今後、主に何をして過ごしたいと思いますか。

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	484	100.0
地域活動支援センターまたは就労支援系事業所に通いたい	88	18.2
正規の社員・従業員として働きたい(自営業を含む)	63	13.0
自宅で過ごしたい	59	12.2
学校や幼稚園・保育所等に通いたい	43	8.9
パートやアルバイトとして働きたい(家業手伝いを含む)	39	8.1
自立訓練・生活介護事業所や更生施設に通いたい	38	7.9
仲間同士の集まり等に参加したい	22	4.5
その他	22	4.5
わからない	66	13.6
無回答	44	9.1

問 仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。(答えは当てはまるものすべて)

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	183	100.0
収入が少ない	70	38.3
職場でのコミュニケーションがうまくとれない	40	21.9
障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい	25	13.7
体調が悪いときに休みを取ることが難しい	13	7.1
職場までの通勤がたいへん	13	7.1
障がいがない人と比べて、仕事の内容や昇進等に差がある	12	6.6
仕事の内容が自分にあわない	11	6.0
仕事の内容が難しく、覚えるのがたいへん	10	5.5
勤務時間の長さや時間帯が自分にあわない	9	4.9
職場の設備が不十分で障がい者にあっていないため使いにくい	8	4.4
その他	16	8.7
特になし	34	18.6
無回答	34	18.6

問 あなたは、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思えますか。(答えは当てはまるものすべて)

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	95	100.0
放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい	45	47.4
障がい 特性に応じた配慮をしてほしい	44	46.3
進路指導をしっかりしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)	41	43.2
もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい	40	42.1
障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい(ふやしてほしい)	34	35.8
専門的な訓練(リハビリ等)を受けられる機会をふやしてほしい	34	35.8
障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい	30	31.6
保育や教育について相談できる人や場所をふやしてほしい	29	30.5
休日などに活動できる仲間や施設がほしい	20	21.1
通所(園)や通学を便利にしてほしい	19	20.0
障がいのない児童・生徒とのふれあいをしてほしい(ふやしてほしい)	16	16.8
特になし	7	7.4
その他	7	7.4
無回答	4	4.2

問 あなたは、学校教育終了後の進路について、どのような対策が必要だと思いますか。(答えは当てはまるものすべて)

カテゴリ	件数	割合(%)
全 体	95	100.0
就職した職場に定着できるよう継続して支援をしてくれる仕組み	53	55.8
障がいがあっても問題なく過ごせる環境整備	49	51.6
教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の構築	46	48.4
一般企業等への雇用促進・職業開拓	45	47.4
就職先での差別や偏見をなくすための取り組み	45	47.4
次のステップへの移行や再挑戦ができる仕組み	29	30.5
福祉的就労(施設での生産活動等)の場の充実	23	24.2
レクリエーション・学習などの日中活動ができるサービスや福祉施設の充実	17	17.9
その他	5	5.3
特にない	4	4.2
無回答	7	7.4